

CONTENTS 目次

第1章 決算と申告の関係

Q1	会社には、どのような税金がかかる？	3
Q2	法人税等はどのように計算する？	4
Q3	法人住民税・法人事業税はどのように計算する？	6
Q4	法人税及び住民税等の確定申告期限と修正申告	8
Q5	欠損金が生じた場合の対応は？	10

第2章 収益の計上と原価の計算

Q6	商品や製品の売上計上時期	12
Q7	商品や製品の原価はどのように計算する？	14
Q8	有価証券を譲渡したとき、配当を受け取ったとき	16

第3章 資産にかかる税務

Q9	減価償却にはどのような方法がある？	18
Q10	減価償却の特例と固定資産修理時の処理	20
Q11	中小企業経営強化税制とは？	22
Q12	100%グループ内の法人間の資産の譲渡損益	23

第4章 会社経費と税務

Q13	交際費課税とは？	24
Q14	税務上損金として認められる役員給与とは？	26
Q15	賃上げを行った場合の優遇措置とは？	28
Q16	債権が回収不能になったとき（貸倒損失）	29
Q17	将来の貸倒れに備えたい（貸倒引当金）	30

◆ 本冊子の内容は、令和8年7月1日現在の法令、通達等によっています。

Q1

会社には、 どのような税金がかかる？

会社を経営していくうえで、いろいろな税金がかかってくると聞きましたが、具体的にはどのような税金が課されるのでしょうか？

ポイント

会社には、所得に対して税金（法人税、地方法人税、法人住民税、法人事業税）が課されるだけでなく、固定資産の取得や所有に対しても税金（不動産取得税や固定資産税等）が課されます。
その他にも、日常の取引の中で税金（消費税や印紙税等）が課されます。

ANSWER

会社が事業活動をしていくうえで関係してくる税金には、さまざまなものがあります。そのうち主なものは以下のとおりです。

分 類	どんなときにどんな税金がかかるか
基本的に所得を基準に課される税金	所得がある場合→法人税・地方法人税 ^{*1} 、法人住民税（都道府県民税、市町村民税）、法人事業税〔4～7ページ参照〕
事業所を基準に課される税金	指定都市等で、一定規模以上の事業を行っている場合→事業所税
消費や流通等に対して課される税金	商品を購入・販売した場合等→消費税・地方消費税
	商品等を輸入した場合→関税
	契約書等を作成した場合→印紙税
	登記や登録等を行った場合→登録免許税
	不動産を取得した場合→不動産取得税
資産の取得や所有に対して課される税金	不動産を所有している場合→固定資産税・都市計画税
	減価償却資産を所有している場合→償却資産税（固定資産税）
	自動車を所有している場合→（軽）自動車税種別割 ^{*2}

^{*1} 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税（下記参照）が課税されます。

^{*2} 令和8年3月31日をもって、（軽）自動車税環境性能割が廃止されました。

C O L U M N

防衛特別法人税

我が国の防衛力を安定的に支える必要財源を確保するために、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課税されます。

納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税が課される法人
税額の計算	防衛特別法人税＝（基準法人税額 [*] －基礎控除額（年500万円））×4％－外国税額の控除等 [*] 基準法人税額とは、所得税額の控除、外国税額の控除等を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額をいいます。
申告及び納付	防衛特別法人税の申告期限及び納付期限は、各事業年度の所得に対する法人税の申告期限及び納付期限と同一となります。

Q2

法人税等はどうのように計算する？

法人税等の計算のしくみを教えてください。
赤字の場合には税金はかからないのでしょうか。

ポイント

法人税等の計算は、決算書（損益計算書）の当期純利益（又は損失）を基礎に法人税のルールに従って「加算」又は「減算」の税務調整を行って課税所得を計算します。したがって、決算書が赤字の場合でも、法人税等がかかる場合もあります。

ANSWER

1 法人税等の計算のしくみ

$$\begin{aligned}
 \text{課税所得} &= \text{当期純利益（損失）} + \text{加算} - \text{減算} \\
 &\quad \uparrow \text{決算書} \quad \quad \quad \text{②法人税固有の調整} \\
 \text{法人税の年税額} &= \text{課税所得} \times \text{③税率} + \text{④留保金課税・使途秘匿金課税} - \text{⑤税額控除} \\
 \text{法人税の確定申告納税額} &= \text{法人税の年税額} - \text{⑥法人税の中間納税額} \\
 \text{地方法人税の確定申告納税額} &= \text{基準法人税額*} \times 10.3\% - \text{税額控除} - \text{地方法人税の中間納税額} \\
 \text{防衛特別法人税の確定申告納税額(注)} &= \text{計算のしくみは3ページ参照}
 \end{aligned}$$

* 所得税額控除及び外国税額控除等の規定を適用しないで計算した法人税額

(注) 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が課税されます。

2 法人税固有の調整

次のような項目について、当期純利益（損失）に加算・減算を行います。

加算…決算では収益に計上していないが税務上益金になる

決算では費用に計上したが税務上損金にならない（交際費の損金不算入等）

減算…決算では収益に計上したが税務上益金にならない（受取配当等の益金不算入等）

決算では費用に計上していないが税務上損金になる